

○佐渡市指示書発注工事等事務取扱要領

平成21年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、佐渡市財務規則（平成16年佐渡市規則第54号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、財務規則第142条第3項第5号に規定する緊急の必要により競争入札に付することができないとき（以下「緊急工事等」という。）及び安全・安心まちづくり事業、林道維持管理事業、農道維持管理事業及び単独災害復旧事業（以下「指定事業」という。）において迅速な対応を行うため、指示書（別記様式）による発注の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 指示書による発注が可能なものは、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 緊急工事等 緊急に施工しなければならない建設工事及び委託（建設工事に係る測量、調査、設計等の業務及び公共土木施設等維持管理業務に係る委託をいう。以下同じ。）
- (2) 指定事業 予定価格が、130万円を超えない建設工事、50万円を超えない委託及び50万円を超えない需用費執行の小修繕であって、履行期間が3箇月以内であるもの。

(請負業者選定要件)

第3条 指示書発注による業者選定は、原則、入札参加資格者名簿に登録されている者の中から、地域内拠点及び災害時における活動実績等を踏まえ選定するものとする。

2 随意契約の手続は、財務規則第177条の規定を準用する。

(予定価格及び諸経費の取扱い)

第4条 予定価格は、積算又は参考見積書、同種の契約内容に係る契約実績などの取引の実例価格等を基に決定する。ただし、緊急工事等の場合は、契約担当者が算定した見込み額を指示書に記載し、発注後に予定価格を決定することができるものとする。

2 予定価格が、130万円を超えない建設工事、50万円を超えない委託及び50万円を超えない需用費執行の小修繕は、予定価格書の作成を省略する

ことができるものとする。

3 指定事業の諸経費は、建設工事及び需用費執行の小修繕にあつては直接工事費の4割以内とし、委託にあつては直接費の3割以内とする。

4 契約保証金は、財務規則第145条第5項第6号の規定により免除する。
(前金払等)

第4条の2 前金払及び部分払は、行わないものとする。
(手続の省略)

第5条 指示書は、歳出執行伺及び検査完了報告書を兼ね備えるものとする。
(決裁)

第6条 指示書による発注は、財務規則別表第1の規定にかかわらず、担当課長の決裁を受けるものとする。
(施工管理)

第7条 監督員は、請負業者が緊急工事等及び指定事業の施工等に当たつて自主管理体制(請負者が工事等目的物の品質及び精度を完全なものとするため、土木工事標準仕様書等の規格に適合するよう社内検査を行う等、自らが管理することをいう。)を確立し、施工管理等に当たるよう指導するものとする。

2 請負業者は、緊急工事等及び指定事業の施工等に当たつて自主管理体制を確立し、施工管理等の責を負うものとする。
(書類の提出)

第8条 指定事業にあつては、工事等の完了後に提出する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 履行届
- (2) 着手前及び完成写真
- (3) 完成時に確認が困難なものの寸法等の写真(各工種1枚程度)
- (4) 出来形資料(設計図面への朱書き)
- (5) 建設廃棄物の処分を行ったことが分かる資料(提示)

2 指定事業にあつては、委託完了後に提出する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 履行届

(2) 業務の目的が確認できる成果品等

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

改正 平成24年6月1日

改正 平成28年10月3日

改正 平成31年4月1日

資料

市側



指示書
(緊急工事・委託)

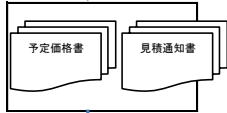
※別記様式(緊急指示書)を使用

指示書発行

指示書(業者押印済み)受領

設計書作成(積算又は
参考見積書)

予定価格が、工事130万円以下、委託50万円以下
の場合は、予定価格書の作成を省略できる。



契約業者に見積書提出
を通知する

なお、点線部については、参考見積書により契約額を確定
する場合は省略可能。

契約額を確定

契約書(請書)交付

※工事だけでなく、委託も契約書(請書)の提出を求めること。

契約書(請書)受領

検査・履行確認

【財務会計システム】
支出負担行為兼支出
命令作成

※請求書、指示書写し添付

支出負担行為兼支出
命令決裁

支払い手続き

業者側

緊急工事・委託の
事務処理の流れ

契約の成立

契約の成立はこの時点

指示事項の
確認・承諾

指示書に記名押印又
は署名の上、提出

工事、委託開始

工事・委託内容の確定

見積書作成・提出

指示書に記名押印又
は署名の上、提出

※契約書(請書)には契約額に対応する収入印紙を貼付させる。
※履行保証は、財務規則第145条第5項第6号に該当するものとして免除する。なお、精算する場合、履行保証書等の作成にかかる費用を計上しないよう注意すること。

工事、委託開始

工事履行届、業務完了届等提出

請求書作成・提出

別記様式(第1条関係)

緊急指示書(工事・委託)

請負業者様

下記のとおり施工・処理してください。

佐渡市長

(課)

	課長	課長補佐	契約検査室長	係長	監督員(担当者名)	指示日
					印	年 月 日
工事・委託名	予算科目等:				指示番号	第 号
					工事・委託場所	佐渡市
指示内容	(図面等は別紙による)				見込み額(なお本金額は発注時における見込み額に過ぎず、契約額の確定は別途行う。)	円
					(うち消費税額)	円)
履行期間	当初	指示書確認日から	日間	(年 月 日 ~	年 月 日)
	変更	指示書確認日から	日間	(年 月 日 ~	年 月 日)
	このうち中止期間		年 月 日から	年 月 日まで	日間	
特記事項	裏面 特記事項による					
請負業者名	年 月 日			業者選定理由		
	※業者名に続いて、代表者、支店長等の記名押印又は担当者の署名を付してください。			1. 現場近くに事務所等がある 2. 現場近くで他工事を施工中である 3. 施工地域において実績がある 4. 除雪担当者である 5. 林道巡視ボランティア業者である 6. その他 ()		

指示の確認	上記指示内容について確認しました。	年 月 日
	(請負業者名)	(氏名)
		印
	現場代理人氏名 _____	

不都合なしと認め、検査完了した。	履行日	年 月 日	検査合格通知日	年 月 日
	年 月 日	職名	氏名	印

課長	課長補佐	係長	担当	最終請負金額	円
				(うち消費税額)	円)

特記事項

- 1 前金払及び部分払は行わない。
- 2 契約保証金は免除する。
- 3 現地で施工延長、範囲等に変更の必要があることが判明した場合は、速やかに担当に通知すること。
- 4 工事・業務の進捗状況を適宜報告すること。
- 5 後日見積書等の提出を求め、契約金額の確定を行うことがあるので、現場の正確な把握に努めるとともに、過大な施工・業務等を実施することのないよう、担当との調整を密に行うこと。
- 6 別途、契約書の締結又は請書を提出すること。
- 7 入札参加資格者名簿に登載のない者が請負者となる場合は、「小規模工事契約対象事業者誓約書」及び「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。
- 8 その他

指示書(工事・委託・修繕)

(指定事業: _____ 事業)

請負業者 様

下記のとおり施工・処理してください。

佐渡市長

(課)

	課長	課長補佐	契約検査室長	係長	監督員(担当者名)	指示日
					印	年 月 日
工事・委託・ 修繕名	予算科目等:				指示番号	第 号
					場 所	佐渡市
指示内容	(図面等は別紙による)				発注金額	円
					(うち消費税額	円)
履行期間	当 初	指示書確認日から	日間	(年 月 日	~
	変 更	指示書確認日から	日間	(年 月 日	~
	このうち中止期間	年 月 日から	年 月 日まで	日間		
特記事項	裏面 特記事項による					
請負業者名	年 月 日				業者選定理由	
	※業者名に続いて、代表者、支店長等の記名押印 又は担当者の署名を付してください。				1. 現場近くに事務所等がある 2. 現場近くで他工事を施工中である 3. 施工地域において実績がある 4. 除雪担当業者である 5. 林道巡視ボランティア業者である 6. その他 ()	

指示の確認	上記指示内容について確認しました。 _____ 年 月 日 (請負業者名) _____ (氏名) _____ 印
	現場代理人氏名 _____

不都合なしと認め、検査完了した。	履行日 _____ 年 月 日	検査合格通知日 _____ 年 月 日
_____ 年 月 日 職名 _____	_____ 氏名	_____ 印

	課長	課長補佐	係長	担当	最終請負金額	円
					(うち消費税額	円)

特記事項

- 1 前金払及び部分払は行わない。
- 2 契約保証金は免除する。
- 3 現地で施工延長、範囲等に変更の必要があることが判明した場合は、速やかに担当に通知すること。
- 4 工事・業務の進捗状況を適宜報告すること。
- 5 別途、契約書の締結又は請書を提出すること。
- 6 入札参加資格者名簿に登載のない者が請負者となる場合は、「小規模工事契約対象事業者誓約書」及び「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。
- 7 その他